

問 1 令和元年度 [問 02 改]



民法

意思表示

AがBに甲土地を売却し、Bが所有権移転登記を備えた場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 AがBとの売買契約をBの詐欺を理由に取り消した後、CがBから甲土地を買い受けて所有権移転登記を備えた場合、AC間の関係は対抗問題となり、Aは、いわゆる背信的悪意者ではないCに対して、登記なくして甲土地の返還を請求することができない。
- 2 AがBとの売買契約をBの詐欺を理由に取り消す前に、Bの詐欺について悪意のCが、Bから甲土地を買い受けて所有権移転登記を備えていた場合、AはCに対して、甲土地の返還を請求することができる。
- 3 Aの売却の意思表示に錯誤があり、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものである場合、その錯誤がAの重大な過失によるものでなければ、Aは、BからAの錯誤について悪意で甲土地を買い受けたCに対して、錯誤による当該意思表示の取消しを主張して、甲土地の返還を請求することができる。
- 4 Aの売却の意思表示に錯誤があり、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものである場合、その錯誤がAの重大な過失によるものであったとしても、AはBに対して、常に錯誤による当該意思表示の取消しを主張して、甲土地の返還を請求することができる。

■■■〔正解〕 4 ■■■

□□ 1 ○

本肢のとおりです。詐欺取消し後の第三者に対しては、詐欺による意思表示の取消しをした者は、原則として、登記がなければ、所有権を対抗することができません（大判昭17.9.30）。したがって、本肢の場合、Aは、いわゆる背信的悪意者ではないCに対して、登記なくして甲土地の返還を請求することができません。⇒総合講義 57、58 頁

□□ 2 ○

本肢のとおりです。詐欺取消し前の第三者に対しては、その第三者が詐欺について悪意・有過失のときには、その取消しを対抗することができます（民法 96 条3項）。このとき、詐欺による意思表示の取消しをした者は、登記を備えておく必要はありません（最判昭49.9.26）。したがって、本肢の場合、Aは、Cに対して、甲土地の返還を請求することができます。⇒総合講義 25 頁

□□ 3 ○

本肢のとおりです。意思表示に対応する意思を欠く錯誤があり、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、その錯誤が表意者の重大な過失によるものでなければ、錯誤により意思表示をした者は、その意思表示を取り消すことができます（民法 95 条1項1号、3項）。したがって、本肢の場合、Aは、Cに対して、錯誤による当該意思表示の取消しを主張して、甲土地の返還を請求することができます。⇒総合講義 21、23 頁

□□ 4 × 表意者に重過失があるときは、原則として取り消せません

錯誤による意思表示は、その錯誤が表意者の重大な過失によるものであるときは、原則として、その意思表示を取り消すことができます（民法 95 条3項）。したがって、本肢の場合、Aは、Bに対して、常に錯誤による当該意思表示の取消しを主張して、甲土地の返還を請求することはできません。⇒総合講義 23 頁

問 2 平成 29 年度 [問 01]

☐☐☐民法
代理

代理に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 売買契約を締結する権限を与えられた代理人は、特段の事情がない限り、相手方からその売買契約を取り消す旨の意思表示を受領する権限を有する。
- 2 委任による代理人は、本人の許諾を得たときのほか、やむを得ない事由があるときにも、復代理人を選任することができる。
- 3 復代理人が委任事務を処理するに当たり金銭を受領し、これを代理人に引き渡したときは、特段の事情がない限り、代理人に対する受領物引渡義務は消滅するが、本人に対する受領物引渡義務は消滅しない。
- 4 夫婦の一方は、個別に代理権の授権がなくとも、日常家事に関する事項について、他の一方を代理して法律行為をすることができる。

■■■〔正解〕 3 ■■■

□□ 1 ○

判例によると、売買契約締結の代理権を授与された者は、特段の事情がないかぎり、相手方から、当該売買契約取消の意思表示を受け
る権限を有するとされています（最判昭 34.2.13）。

□□ 2 ○

委任による代理人（任意代理）の場合、本人から許諾を得たとき、
またはやむを得ない事情があるときには復代理人（代理人の代理人）
を選任することができます（民法 104 条）。⇒総合講義 41 頁

□□ 3 × 代理人に引き渡せば、本人に対する引渡義務は消滅します

判例によると、復代理人が、受領物を代理人に引き渡したときは、
本人に対する受領物引渡義務も消滅するとされています（最判昭
51.4.9）。

□□ 4 ○

夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、
他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任
を負うこととなります（民法 761 条）。夫婦は日常家事についてお互
いに代理権を有します（最判昭 44.12.18）。